SNS上に通常約6千円のシャンプーが 初 回 500円で購入できるとの広告があり、 クレジットカード決済で注文した。再度購入 しようと思い同じ広告を見たところ、注文を 確定する画面の上方に、細かい文字で

「5回継続購入」の記載が一部分

だけ見えているのに気付いた。 画面をスクロールしなければ 全体が表示されず、前回は 気が付かなかった。 事業者に解約したいと伝えた が [5回継続購入の条件は 明記されている」と言われ 断られた。

(当事者:60 歳代 男性)



本当にお得? 注文確定の間 契約内容をしっかり確認

ひとこと助言



- ●ネット通販の注文画面では「初回限定」などとお得感を強調し た表示に比べ、購入条件が小さく表示されていたり、気付きに くい場所に表示されていたりして、分かりづらいことがありま す。画面の隅々まで見るなど注意が必要です。
- ▶注文を確定する前に、定期購入が条件になっていないかを確認 し、定期購入が条件の場合、継続期間や支払うことになる総額 など契約内容もしっかり確認しましょう。
- ▶特定商取引法が改正され、事業者は最終確認画面で、注文内容 を明確に表示しなければならなくなりました。誤認させる表示 により消費者が申し込みをした場合は、契約を取り消せる可能 性があります。
- ●困ったときは、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等 にご相談ください(消費者ホットライン188)。

見守り新鮮情報 第425号 (2022年7月5日) 発行:独立行政法人国民生活センター

■問い合わせ■

茨城県消費生活センター 電話: 029 - 225 - 6445

常陸大宮市消費生活センター 電話:0295-52-2185 (直通) (市役所商工観光課内)

※月・水・金曜日は消費生活相談員が対応します。